

沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び沼津市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び沼津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び沼津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 沼津市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(沼津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 沼津市職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条－第34条」を「第30条の 2 －第36条」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 4 号中「職員が」の次に「退職し、又は」を加え、「その遺族」を「その職員又は遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 5 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」

に改め、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、第4条第3項の規定により、旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくは旅行依頼を行なう者又はそれらの委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、

できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第5項から第11項までを次のように改める。

5 その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、実費額により支給する。

6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 宿泊費は、第20条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

8 包括宿泊費は、第21条に規定する合計額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、第23条に規定する額を支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について、支給する。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第15条から第18条まで、第20条、第21条及び第22条から第24条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第9条第1項中「日当及び宿泊料」を「宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「定額」を「実費額又は定額」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 1日の旅行において、宿泊手当について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊手当を支給する。

第12条中「車賃（扶養親族移転料」を「その他の交通費（家族移転費」に改める。

第13条第1項中「精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。) を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「書類」を「資料」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「完了した後」を「完了した後、」に改め、同条第5項中「書類」を「資料」に、「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第15条第1項中「並びに座席指定料金」を「、座席指定料金並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 寝台料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、第1号及び第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金、第4号に規定する特別車両料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(7) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条第2項を次のように改める。

2 前項第3号に規定する急行料金及び同項第5号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従つた場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り、支給する。

第15条第4項を削る。

第16条第1項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に付随する費用

第17条から第24条までを次のように改める。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、別に定める。）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第18条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第19条 削除

（宿泊費）

第20条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（以下「施行令」という。）に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して職員の区分に応じて規則で定める額（次条及び第26条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある

場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第21条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第21条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、施行令に定める国家公務員の宿泊手当の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第22条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第24条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第23条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第24条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合に

は、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第26条第1項第1号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同項第2号中「別表第1の宿泊料定額の範囲内で市長が定める額の宿泊料」を「宿泊費基準額の範囲内で市長が定める額の宿泊費」に改め、同項第3号中「移転料」を「転居費」に改める。

第27条第1項中「、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「、その他の交通費、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同項第1号及び第2号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同項第3号中「別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額」を「転居費」に、「移転料」を「転居費」に改め、同条第2項を削る。

第29条第3項中「、車賃及び食卓料」を「、その他の交通費及び家族移転費」に改める。

第30条第1項中「、車賃、日当、宿泊料、食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第2項中「国家公務員等の旅費に関する法律の規定」を「施行令」に改める。

第3章中第31条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第15条第1項各号、第16条第1項各号、第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第20条、第21条、第22条、第23条及び第24条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第31条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行」に改める。

第34条を第36条とし、第33条を第35条とし、第32条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第33条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第34条 総務部長は、この条例の適正な執行を確保するため、各部長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

別表第1を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の沼津市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の沼津市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当

該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第22条の規定による転居費の支給に関しては、当面の間、旧条例第22条の規定による移転料の支給の例によることができる。
- 5 新条例第33条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

#### 「提案理由」

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に倣い、旅費種目及びその内容を改めるほか、所要の改正を行うものである。